



長野県報

11月12日(月)
平成24年
(2012年)
第2420号

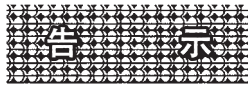
目次

告示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(3件)(森林づくり推進課)	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	2

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(5件)(県民協働・NPO課)	3
国土調査法に基づく成果の認証(農地整備課)	4
一般競争入札(森林づくり推進課)	4
土地改良区役員の就任の届出(農地整備課)	5
一般競争入札(生活排水課)	5



告示

長野県告示第732号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年11月12日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
塩尻市大字北小野字栗木沢4159の2、字東山4826の2、4829の2、4829の3、字相吉日向3303の16から3303の22まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第733号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年11月12日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東御市新張字真虫久保767、字榎場沢1267の1、1267の3、1267の23、1267の28、1267の30、1267の32、1267の33、1267の38、1267の51、1308の2、1309の1、字榎原1754、1756、2217、2231、2301、2302、2305、2680、2736、字栗生沢667の50から667の52まで、667の54
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び東御市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第734号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年11月12日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡阿南町字北條48の1から48の3まで、52、55の1、84の3、84の13、84の15、84の17から19まで、84の21、84の33、84の55、84の56、84の59、84の69、84の77、84の93、84の139、84の141、84の147、84の151、84の155、794の1、字南條372、1015の1、1015の4、1016の3、1027の1、1027の2、1029の2、1029の13、1391の1、1391の2、1518の1、1518の3、字西條1648の3、字富草4492の1、4492の2、4493の1、4493の2、4494の1、4494の2、4499の1、4499の5、字和合2062、2392のイ、2397のロ、2406

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西條1648の3、字富草4492の1、4492の2、4493の1、4493の2、4499の1、4499の5

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県飯田建設事務所告示第17号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年11月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年11月12日

長野県飯田建設事務所長 伊藤 直喜

- 1(1) 道路の種類 国道
(2) 路線名 418号
(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
下伊那郡天龍村平岡341番の3地先から 下伊那郡天龍村平岡345番の7地先まで	旧	3.2~10.5	0.0720
同 上	新	3.2~10.5	0.0720
		9.0~11.0	0.0700

- 2(1) 道路の種類 国道
(2) 路線名 418号
(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
下伊那郡天龍村平岡345番の7地先から 飯田市南信濃南和田1135番の3地先まで	旧	3.2~7.8	0.7020
同 上	新	3.2~7.8	0.7020
		7.5~11.0	0.5900

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第18号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成24年11月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年11月12日

長野県飯田建設事務所長 伊藤 直喜

- 1(1) 路線名 418号
(2) 供用を開始する区間
下伊那郡天龍村平岡341番の3地先から
下伊那郡天龍村平岡345番の7地先まで
(3) 供用を開始する期日 平成24年11月12日
2(1) 路線名 418号
(2) 供用を開始する区間
下伊那郡天龍村平岡345番の7地先から
飯田市南信濃南和田1135番の3地先まで
(3) 供用を開始する期日 平成24年11月12日

道路管理課